

「福岡都市圏地域経済・観光振興事業運営業務委託」提案競技実施要領

1 趣旨

福岡都市圏地域経済・観光振興事業を円滑かつ効率的に実施するため、事業の運営業務の経験や専門的な技術の蓄積等を有する事業者を公募し、提案内容が最も優秀な事業者を選定し、契約するもの。

2 発注者

福岡都市圏広域行政推進協議会（以下「協議会」という。）

3 業務名称

福岡都市圏地域経済・観光振興事業運営業務委託

4 委託内容

【別紙1】「福岡都市圏地域経済・観光振興事業運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」参照

5 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 福岡都市圏内に本店、または支店・営業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) この提案募集の開始の日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「福岡市措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (5) この提案募集の開始の日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) この提案募集の開始の日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡都市圏各市町一般競争入札参加停止等の処分を受けていないこと。
- (7) 市町村税を滞納していない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (9) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (10) 過去5年間にイベントの総参加者が1日あたり5千人を超える大規模イベント運営業務を実施した実績を有する者であること。

※なお、最優秀提案者に選定された場合であっても契約締結までの間に、福岡市措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合、福岡都市圏各市町一般競争入札参加停止等の処分を受けた場合、又は協議会に提出した書類若しくは電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

※複数の事業者で構成する共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、(1)から(9)までについては、すべての構成員が参加資格を有し、(10)については、代表者が参加資格を有する必要がある。

※コンソーシアムとして参加する場合は、構成員のすべてが、その他の提案者及びコンソーシアムの構成員となることはできない。

6 スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ）

- (1) 質問書の受付 令和8年2月18日（水）～令和8年2月25日（水）15時まで
- (2) 質問書への回答 令和8年3月2日（月）
- (3) 参加申込書受付期間 令和8年2月18日（水）～令和8年3月4日（水）17時まで
- (4) 企画提案書受付期間 令和8年2月18日（水）～令和8年3月13日（金）17時まで
- (5) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング） 令和8年3月30日（月） ※予定
- (6) 最優秀提案者の決定通知 令和8年3月31日（火） ※予定
- ※審査及び決定通知の日程は都合により変更になる場合がある。

7 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期間
令和8年2月18日（水）から令和8年2月25日（水）15時まで
- (2) 提出方法
質問書（様式1）を電子メールで提出すること。また、質問書を提出した旨を電話連絡すること。
- ※件名欄に【福岡都市圏地域経済・観光振興事業運営業務委託提案競技質問】と記入すること。

(3) 質問の回答

令和8年3月2日(月)17時までに福岡市ホームページに掲載する。また、質問の回答が実施要領等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって実施要領等の内容に変更があったものとする。

※掲載予定のホームページアドレス

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

8 参加申込の手続

参加を希望される場合は、「5 この提案競技に参加する者に必要な資格」を確認の上、以下の書類を提出すること。

以下の書類のうち、②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の開始の日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、②～⑧の提出を免除する。

(1) 提出書類

① 提案競技参加申請書(様式2)

② 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑤ 委任状(様式3)

注1) この提案競技の案件に係る協議会との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

⑥ 誓約書(様式4)

注1) 様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦ 役員名簿（様式5）

注1）様式5に、代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1）直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

⑨ 事業者概要（様式6）

パンフレット等による代用も可。

⑩ 類似業務実績（様式7）

過去5年以内（令和2年4月1日以降）に実施したイベントの総参加者が1日あたり5千人を超える大規模イベント運営業務について、契約当事者として受託した実務実績のみとする。

また、記載した業務の規模、内容、金額等のわかる契約書の写しやプログラムなどの書類を添付すること。

⑪ コンソーシアム構成表（様式8）

コンソーシアムとして参加する場合は、代表事業者を決定し、「コンソーシアム構成表（様式8）」を提出すること。なお、代表事業者以外の構成員については、②から④、⑥から⑨の書類を提出すること。

⑫ 業務実施担当予定者（様式9）

【留意事項】

※必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

(2) 提出期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月4日（水）17時まで

(3) 提出方法

窓口提出：9時～17時（12時～13時及び土日祝日を除く）

※来庁日時を事前に連絡すること。

※提出期限以降の提出は、一切受け付けない。

9 参加の辞退

「提案競技参加申込書」（様式2）を提出した後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、「提案競技参加辞退届」（様式10）を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年3月6日（金）17時まで

(2) 提出方法

窓口提出：9時～17時（12時～13時及び土日祝日を除く）

※来庁日時を事前に連絡すること。

(3) 留意事項

すでに受理した書類は返却しない。

10 提案内容

(1) 「仕様書」に記載の業務を実施するため「仕様書3(1)から(7)」の記載内容に基づき提案すること。

(2) 提案様式については、定めのあるもの以外は任意様式とする。

11 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月13日（金）17時まで

(2) 提出方法

窓口提出：9時～17時（12時～13時及び土日祝日を除く）

※来庁日時を事前に連絡すること

(3) 提出書類及び部数

①企画提案書提出書（様式11） 1部

②企画提案書 正本1部、副本10部、電子データ1枚（CD-RもしくはDVD-RにPDF形式で格納したもの。以下③、④も同様とする。）

- ・ 正本には、事業者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・ 副本及び電子データには、全般にわたって事業者名がわかるような記述を一切しないこと。また、副本はクリップ留めとし、製本はしないこと。
- ・ A4サイズまたはA3サイズ横書き、片面、上部綴じ、1頁目は表紙、2頁目は目次、3頁目以降に提案内容を記載することとし、ページ上限数は表紙及び目次を除き、20頁以内とする。ただし、A3版を使用する場合は1枚2ページとみなす。
- ・ 表紙及び目次を除き、頁番号を一連で付すこと。
- ・ フォントは自由だが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11ポイント以上とする。
- ・ 正本の表紙には、宛名「（宛先）福岡都市圏広域行政推進協議会」、標題「福岡都市圏地域経済・観光振興事業運営業務委託提案書」、提出年月日及び提案者名（企業名）を記載すること。
- ・ 副本の表紙には、標題「福岡都市圏地域経済・観光振興事業運営業務委託提案書」及び提出年月日のみ記載すること。

③見積書（本業務期間内に要する経費） 正本1部、副本10部、電子データ1枚

- ・ 正本には、事業者名を記載し、代表者印を押印すること。

- ・ 副本及び電子データには、全般にわたって事業者名がわかるような記述を一切しないこと。
 - ・ A4サイズ横書き、上部綴じ、枚数制限なしとする。
 - ・ 提案の内容を実施するために必要な経費の一切を含んだ額とすること。
なお、本実施要領の「16（4） 契約上限額」に留意すること。
 - ・ 経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載すること。
- ④事業収支計算書（様式12） 正本1部、副本10部、電子データ1枚
- ・ 正本には、事業者名を記載すること。
 - ・ 副本及び電子データには、全般にわたって事業者名がわかるような記述を一切しないこと。
 - ・ 本事業の具体的な収支計画を記載すること。

(4) その他

- ・ 電子データは②～④を一つにまとめて提出すること。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。
- ・ 提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなす。
- ・ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案すること。
- ・ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨に限る。

12 審査方法

協議会が設置する「福岡都市圏地域経済・観光振興事業運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が、提案者の企画提案書類及びプレゼンテーション、質疑応答等による審査を行い、評価点が最も高かった提案者を最優秀提案者として選定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、原則として評価順位の合計が最も上位の提案者を最優秀提案者とする。プレゼンテーションの詳細な時間等は、後日、対象提案者に電子メールで通知する。

(1) 実施日

審査（プレゼンテーション・ヒアリング） 令和8年3月30日（月） ※予定

(2) 場所

福岡市役所庁舎内会議室等（福岡市中央区天神1丁目8-1）

(3) 説明者

各提案者3名以内（コンソーシアムの場合も3名以内）

(4) 方法

各提案者によるプレゼンテーション25分（説明：15分、質疑：10分）（予定）

(5) 説明資料

事前に提出した事業提案書のみを使用することとし、当該事業の主担当が行うこと。当日の資料の追加・持ち込み等は認めない。

(6) 審査基準

審査の評価項目、評価の視点は、【別紙2】「福岡都市圏地域経済・観光振興事業委託審査評価表」をもとに、総合的に評価し、最優秀提案者を決定する。

なお、審査の結果、選定委員会の全委員の平均評価点が60点未満（100点満点）の場合又は50点未満（100点満点）の委員が1人でも存在した場合は最優秀提案者としな
いものとする。提案者が1社の場合も同様とする。

(7) 留意事項

①プレゼンテーション審査に出席しなかった場合は本提案競技を辞退したものとみなす。

②提案競技参加申込者が多数の場合は、事業提案書等による書類審査（1次審査）を実施し、プレゼンテーション審査対象者を選定する場合がある。

③書類審査（1次審査）を行う場合、プレゼンテーションの参加対象とならなかった事業者には、審査会前日の17時までに、電子メールにて通知する。なお、書類審査を行わない場合には、特に連絡は行わない。

13 審査結果の通知

審査結果については、提案者（代表者）全員に電子メールで通知する。

14 選定結果の公表

(1) 公表の方法

福岡市のホームページで公表する。

※掲載予定のホームページアドレス

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

(2) 公表の内容

最優秀提案者については、名称及び評価点を公表する。それ以外の提案者については、名称は非公表とし、評価点のみ公表する。なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

15 失格事由

次のいずれかひとつに該当する場合は失格とする。

(1) 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(4) 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合

(5) あらかじめ連絡したプレゼンテーションの時刻に出席しなかった場合

(6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

16 契約手続き

(1) 契約交渉者

選定委員会での選考に基づき、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様書等の協議を行い、委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の提案者と委託契約手続きのための協議を行う。

(2) 委託内訳書の作成

契約交渉者は、協議会事務局と委託内容について協議を行い、委託内訳書を作成する。

(3) 契約の締結

協議会事務局と契約交渉者は委託内訳書に記載する業務について委託契約締結する。

(4) 契約上限額

契約上限金額 96,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

協議会の予算の都合により、以下のとおり協議会の会計年度ごとに分けて契約するもの。

A：令和8年度 24,000,000円

B：令和9年度 24,000,000円

C：令和10年度 24,000,000円

D：令和11年度 24,000,000円

(5) 契約の時期及び履行期間

A：令和8年度 契約締結協議等が完了した後、速やかに締結
契約締結日から令和9年3月31日まで

B：令和9年度 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

C：令和10年度 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

D：令和11年度 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで

※令和9年度以降の契約については、当該年度に別途契約する。

ただし、各年度の協議会予算成立を前提としているため、額の変動又は契約に至らない場合がある。

(6) 再契約

契約は、単年度で行うが、各年度における事業実績が企画に沿ったものであり、良好な運営がなされていることが協議会にて認められた場合には、最長4年間を期限として再契約を行う。なお、2年目以降、事業の実施及び予算については、協議会の予算、繰越金等により決定する。

17 その他

(1) 本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 1事業者（1コンソーシアム）1提案とし、複数の提案は認めない。

(3) 企画提案の応募に係る費用については、全て参加者の負担とする。

- (4) 協議会が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。
- (5) 提出された資料は返却しない。なお、提出された書類は、事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- (6) 本実施要領に記載されているものの外、協議会が必要と認める事項について、契約の締結前に協議会と受託者で十分に協議を行うこと。
- (7) 契約締結に際し、企画提案の内容の一部について、双方協議の上、修正できるものとする。
- (8) 令和9年度以降の委託契約において、協議会予算の議決が行われなかった場合は、協議会と受託予定者の協議により契約内容を見直すものとする。その場合に生じた契約金額の減少について、受託予定者は協議会に対して違約金又は損害賠償等の請求を行わないものとする。
- (9) 受託者は業務遂行にあたっては、協議会と綿密な情報交換を行うとともに、協議会の指示に従うこと。
- (10) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (11) 納入した成果品に係る著作権ほか一切の権利は協議会が保有し、協議会が該当データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (12) 本委託で制作された制作物（以下、「制作物」という）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、協議会に帰属するものとする。
- (13) 協議会は制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (14) 協議会は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、協議会が認める場合には、受託者は第三者による映像等の使用を了解するものとし、その際に使用料はかからないものとする。
- (15) (14) の場合において受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (16) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理を行うものとする。
- (17) 提案の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となるものを使用した結果、生じた一切の責任は受託者が負うこと。
- (18) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、福岡都市圏内に事務所を有する事業者を積極的に活用すること。個人情報を取り扱う業務については、プライバシーマーク取得事業者とすること。
- (19) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(20) 本提案競技は、事業者の選定を目的に実施するもので、必ずしも事業者の提案のとおり事業を実施するものではない。

18 問合せ・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所8階

福岡都市圏広域行政推進協議会事務局（総務企画局企画調整部企画課内）

担 当：白銀、中島

電 話：092-711-4085

F A X：092-733-5582

電子メール：f-toshiken@city.fukuoka.lg.jp